

重要事項説明書

記入年月日	平成36年08月01日
記入者名	山村 栄子
所属・職名	ベストライフ越谷・管理者

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について(平成23年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡)」の別紙4の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで 及び 6の内容については、別紙4の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

1. 事業主体概要

種類	個人／ <u>法人</u>	
	※法人の場合、その種類	株式会社
名称	(ふりがな) かぶしがいいしやべすとらいふさいたま 株式会社ベストライフ埼玉	
主たる事務所の所在地	〒333-0811 埼玉県川口市戸塚三丁目3番10号	
連絡先	電話番号	048-290-5800
	FAX番号	048-290-5805
	メールアドレス	
	ホームページアドレス	
代表者	職名	代表取締役
	氏名	菊地 勝己
設立年月日	43791	
主な実施事業	※別添1(別に実施する介護サービス一覧表)	

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) べすとらいふこしがや ベストライフ越谷	
所在地	〒343-0025 埼玉県越谷市大沢2-13-40	
主な利用交通手段	最寄駅	東武スカイツリーライン『北越谷』駅
	交通手段と所要時間	東武スカイツリーライン『北越谷』駅 東口 徒歩8分(約640m)
連絡先	電話番号	048-970-8837
	FAX番号	048-970-8876
	メールアドレス	
	ホームページアドレス	なし
管理者	氏名	山村 栄子
	職名	管理者
建物の竣工日		昭和・平成 1年 3月 23日
有料老人ホーム事業の開始日		平成・令和 2年 9月 1日

(類型)【表示事項】

① 介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)

2 介護付(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)

3 住宅型

4 健康型

1又は2に該当する場合	介護保険事業者番号	1170804221
	指定した自治体名	越谷市
	事業所の指定日	令和 2年 9月 1日
	指定の更新日(直近)	令和 8年 8月 31日

3. 建物概要

土地	敷地面積	1,372.19㎡						
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地						
		② 事業者が賃借する土地(<u>普通賃貸</u> ・ 定期賃貸)						
		抵当権の有無	① あり 2 なし					
		契約期間	① あり (借家契約:平成15年7月1日～令和5年6月30日) 2 なし					
	契約の自動更新	① あり 2 なし						
建物	延床面積	全体	2,505.32㎡					
		うち、老人ホーム部分うち、老人ホーム部分うち、老人ホーム部分	2,505.32㎡2,505.32㎡2,505.32㎡					
	火構造耐火構造耐火構	① 耐火建築物① 耐火建築物① 耐火建築物 2 準耐火建築物2 準耐火建築物2 準耐火建築物 3 その他()3 その他()3 その他()						
		構造構造構造	① 鉄筋コンクリート造(地上4階建)① 鉄筋コンクリート造(地上4階建)① 2 鉄骨造2 鉄骨造2 鉄骨造 3 木造3 木造3 木造 4 その他()4 その他()4 その他()					
			有関係所有関係所有関	1 事業者が自ら所有する建物1 事業者が自ら所有する建物1 事業者が ② 事業者が賃借する建物(<u>普通賃貸</u> ・ 定期賃貸)② 事業者が賃借 抵当権の設定抵① あり 2 なし① あり 2 なし① あり 契約期間契約期(平成15年7月1日～令和5年6月30日)(平成15年 2 なし2 なし2 なし 契約の自動更新契約の自動更新契約の自動更新① あり 2 なし① あり 2 なし① あり				
居室の状況居室				居室区分 【表示事項】居室区分 【表示事項】居室区分 【表示事項】		① 全室個室(縁故者居室を含む)① 全室個室(縁故者居室を含む)① 2 相部屋あり2 相部屋あり		
				最少最少	人部屋人部屋			
				最大最大	人部屋人部屋			
			トイレトイレ	浴室浴室	面積面積	数・室数戸数・室	区分※区分※	
	タイプ1タイプ1	有／無有／無	有／無有／無	13.50㎡13.50㎡	75室75室	居室個室介護居室		
	タイプ2タイプ2	有／無有／無	有／無有／無	㎡㎡				
	タイプ3タイプ3	有／無有／無	有／無有／無	㎡㎡				
	タイプ4タイプ4	有／無有／無	有／無有／無	㎡㎡				
	タイプ5タイプ5	有／無有／無	有／無有／無	㎡㎡				
※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入								
共用施設共用施設	共用便所における便房	5ヶ所5ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房うち男女別		0ヶ所0ヶ所			
	共用便所における便房		うち車椅子等の対応が可能な便房うち車椅子等の対応が可能な便房		4ヶ所4ヶ所			
	共用浴室共用浴室	2ヶ所2ヶ所	個室個室		1ヶ所1ヶ所			
			大浴場大浴場		1ヶ所1ヶ所			
	共用浴室における介護 浴槽共用浴室における 介護浴槽	1ヶ所1ヶ所	チェアー浴チェアー浴		0ヶ所0ヶ所			
			リフト浴リフト浴		0ヶ所0ヶ所			
			ストレッチャー浴		1ヶ所			
			その他()		0ヶ所			
食堂	① あり 2 なし							
入居者や家族が利用できる調理設備	1 あり ② なし							
エレベーター	1 あり(車椅子対応) ② あり(ストレッチャー対応) 3 あり(上記1・2に該当しない) 4 なし							

消防用設備等	消火器	① あり 2 なし		
	自動火災報知設備	① あり 2 なし		
	火災通報設備	① あり 2 なし		
	スプリンクラー	① あり 2 なし		
	防火管理者	① あり 2 なし		
	防災計画	① あり 2 なし		
緊急通報装置等	居室	便所	浴室	その他()
	① あり	① あり	① あり	1 あり
	2 一部あり	2 一部あり	2 一部あり	2 一部あり
	3 なし	3 なし	3 なし	3 なし
その他	※居室にテレビを設置した場合、入居者がNHKの放送受信契約について必要な手続きを行うこと。			

4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	契約者または入居者の相互扶助によって介護付施設の低額利用を実現し、将来起こり得る事態に備えて契約者または入居者の相互で助け合い、不安のない老後生活を目的とします。
サービスの提供内容に関する特色	ご利用者の希望や心身の状態を鑑み、介護支援専門員が作成したケアプランに基づきサービスを行います。
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 ② 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

[illegible]

人員配置が手厚い介護サービスの 実施の有無	1 あり	(介護・看護職員の配置率) :1
	② なし	

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		① 救急車の手配 ② 入退院の付添い ③ 通院介助(協力医療機関) ④ その他(健康相談)	
協力医療機関	1	名称	医療法人 協友会 越谷誠和病院
		住所	埼玉県越谷市谷中町4-25-5
		診療科目	内科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、形成外科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
		協力科目	同上
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保 ① あり 2 なし
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保 ① あり 2 なし
	2	名称	医療法人社団 孝寿会 ゆずクリニック
		住所	埼玉県川口市大字伊刈1543-6
		診療科目	内科
		協力科目	同上
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保 ① あり 2 なし
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保 ① あり 2 なし
新興感染症発生時に連携する医療機関	1 あり		
		医療機関の名称	
		医療機関の住所	
協力歯科医療機関	② なし		
		名称	大袋歯科医院
		住所	埼玉県越谷市袋山1503-30
		協力内容	訪問歯科

※協力医療機関は変更になる場合があります。

(入居後に居室を住み替える場合)

※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可		① 一時介護室へ移る場合 ② 介護居室へ移る場合 ③ その他(提携施設へ移る場合)	
判断基準の内容		② 介護居室へ移る場合 認知症等、特別な身体状況により、その居室にて介護が不可能になったと事業者が判断した場合、当施設内で介護居室を移動していただく場合があります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聴いた上で、入居者及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。	
手続きの内容		② 介護居室へ移る場合 追加費用は発生しません。但し、入居者本人及び身元引受人からの申し出の場合、理由の如何に関わらず、入居されていた居室の解約手続きを行った上で、新たな居室の入居手続きを行う必要があります。この際、別途費用が発生します。	
追加的費用の有無		① あり ② なし	
居室利用権の取扱い		居室利用権は新たに移動された居室で継続されます。	
前払金償却の調整の有無		① あり ② なし	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	① あり ② なし	
	便所の変更	① あり ② なし	
	浴室の変更	① あり ② なし	
	洗面所の変更	① あり ② なし	
	台所の変更	① あり ② なし	
	その他の変更	① あり	(変更内容)
		② なし	
判断基準の内容		③ その他(提携施設へ移る場合) 入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、居室が空いていれば可能です。また、認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聴いた上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。	
手続きの内容		③ その他(提携施設へ移る場合) 入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居手続きが必要です。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動前施設の返還金の返還は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。 認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただく場合、新たな前払金は発生しません。月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先のものが適用されます。	
追加的費用の有無		① あり ② なし	
居室利用権の取扱い		居室利用権は新たに移動された施設で発生し、当施設の居室利用権は消滅します。	
前払金償却の調整の有無		① あり ② なし	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	① あり ② なし	
	便所の変更	① あり ② なし	
	浴室の変更	① あり ② なし	
	洗面所の変更	① あり ② なし	
	台所の変更	① あり ② なし	
	その他の変更	① あり	(変更内容)
		② なし	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	① あり 2 なし
	要支援の者	① あり 2 なし
	要介護の者	① あり 2 なし
留意事項	概ね60歳以上で、自立、要支援、要介護の方。共同生活を円滑に過ごせる方。感染症の方は入居できません。但し医師により、他の入居者に感染する恐れがないと診断された場合にはこの限りではありません。	
契約の解除の内容	(事業者からの契約解除) ※入居契約書第28条より 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。 一 入居契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した時一 入居契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した時 二 月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、2ヶ月以上遅滞する時二 月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、2ヶ月以上遅滞する時 三 入居契約書第20条(禁止又は制限される行為)の規定に違反した時三 入居契約書第20条(禁止又は制限される行為)の規定に違反した時 四 入居者の行動が、本人又は他の入居者又は事業者の役員及び職員の四 入居者の行動が、本人又は他の入居者又は事業者の役員及び職員の生命又は健康に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない時 五 四の原因が認知症等、特別の身体状況によるものであり、環境が整えば継続五 四の原因が認知症等、特別の身体状況によるものであり、環境が整えば継続的に施設介護が可能であると判断できた場合には身元引受人と相談の上、的に施設介護が可能であると判断できた場合には身元引受人と相談の上、認知症受け入れ可能な施設へ移動できる場合がある 認知症受け入れ可能な施設へ移動できる場合がある 六 建物及びその付帯設備を故意又は重大な過失により破損、滅失せしめた時六 建物及びその付帯設備を故意又は重大な過失により破損、滅失せしめた時 七 入居者又はその家族・身元引受人・返還金受取人等関係者による、事業七 入居者又はその家族・身元引受人・返還金受取人等関係者による、事業者の役員及び職員等他の入居者等に対する差別行為により、入居者と他の入居者との間に不和を生じ、事業者の継続的な運営に支障を及ぼした時 八 前項の規定のうち、第一号から第五号に基づく契約の解除の場合八 前項の規定のうち、第一号から第五号に基づく契約の解除の場合 は、事業者は次の各号の手続きによって行います。 一 本条第1項第一、三、四、五号によって契約を解除する場合には、一 本条第1項第一、三、四、五号によって契約を解除する場合には、契約解除の通告について90日の予告期間をおく 二 本条第1項第二号(料金支払いの遅滞)によって契約を解除する場合には、契約解除の通告について90日の予告期間をおく 三 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける 四 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等と協議し、移転先の確保について協力する 3 本条第1項第四号によって契約を解除する場合には、事業者は前項に加えて次の各号の手続きを行います。 一 医師の意見を聴く 二 一定の観察期間をおく (入居者からの解約) ※入居契約書第29条より 入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に書面による解約の申し入れを行うことにより、本契約を解除することが出来ます。 2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には事業2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。 事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。 3 契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に、事業者は前払金の返還を行うものとします。 契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に、事業者は前払金の返還を行うものとします。 4 契約解除の申し出による退去で、申し出月の退去または申し出月4 契約解除の申し出による退去で、申し出月の退去または申し出月翌月の退去の際の賃料、管理費、業務委託費は月の途中退去等翌月の退去の際の賃料、管理費、業務委託費は月の途中退去等に関わらず1ヶ月分をいただきます。 に関わらず1ヶ月分をいただきます。 5 予告期間のない契約解除の場合、申し出月以後1ヶ月分の賃料、管理5 予告期間のない契約解除の場合、申し出月以後1ヶ月分の賃料、管理費、業務委託費をいただきます。 費、業務委託費をいただきます。	
	解約条項解約条項	入居契約書第28条入居契約書第28条
	解約予告期間解約予告期間	90日90日
入居者からの解約予告期間入居者からの解約予告期間	30日30日	
体験入居の内容体験入居の内容	① あり 1泊2日税別10,400円(税込11,440円)。3泊4日から7泊8日① あり 1泊2日税別10,400円(税込11,440円)。3泊4日から7泊8日を限度とし、体験入居契約を締結します。介護保険は適用外となります。※長年費用負担(1泊2日) 7泊8日より長年費用負担(1泊2日) 7泊8日より	
入居定員	75人	
その他		

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません。)

(職種別の職員数)

	職員数(実人数)			常勤換算人数 ※1 ※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		0.5
生活相談員	2	2		1.0
直接処遇職員	31	20	11	24.4
介護職員	27	16	11	20.9
看護職員	4	4		3.5
機能訓練指導員	1	1		0.5
計画作成担当者	1	1		0.5
栄養士	業者業務委託			
調理員				
事務員	1	1		0.5
その他職員				
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2				32時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要				

(資格を有している介護職員の人数)

	合計	常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士	7	4	3
実務者研修の修了者	2	1	1
初任者研修の修了者	7	5	2
介護支援専門員			

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計	常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

夜勤帯の設定時間（19時00分～翌7時00分）		
	平均人数	最少時人数（休憩者等を除く）
看護職員		
介護職員	2人	2人

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5 : 1 以上 b 2.0 : 1 以上 c 2.5 : 1 以上 d 3.0 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数:常勤換算職員数)	2.7 : 1

外部サービス利用型特定施設である 有料老人ホームの介護サービス提供 体制(外部サービス利用型特定施設 以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

管理者		他の職務との兼務									
		業務に係る資格等		① あり 2 なし							
				① あり		資格等の名称		介護福祉士			
		2 なし									
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数				3	1						
前年度1年間の退職者数				2							
業務に従事した経験年数に応じた	1年未満			2	4						
	1年以上 3年未満	2		3	2						
	3年以上 5年未満			2	2						
	5年以上 10年未満	2		4	1			1			
	10年以上			5	2	2				1	
従業者の健康診断の実施状況				① あり 2 なし							

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	① 利用権方式	
	2 建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】	3 終身建物賃貸借方式	
	1 全額前払い方式	
	② 一部前払い・一部月払い方式	
	3 月払い方式	
	4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式
		2 一部前払い・一部月払い方式
		3 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり ② なし	
要介護状態に応じた金額設定	1 あり ② なし	
入院等による不在時における利用料金(月払い)の取扱い	① 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	人件費、物価の変動等に基づく
	手続き	入居者及び身元引受人の意見を聴いて改定する

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

			プラン1プラン1		プラン2プラン2	
入居者の状況入居者の	要介護度要介護度		・要支援・要介護自立・要支援・要		要支援・要介護自立・要支援・要	
	年齢年齢		概ね60歳以上概ね60歳以上		概ね60歳以上概ね60歳以上	
居室の状況居室の状況	床面積床面積		13.50㎡13.50㎡		13.50㎡13.50㎡	
	便所便所		① 有 2 無① 有 2 無		① 有 2 無① 有 2 無	
	浴室浴室		1 有 ② 無1 有 ② 無		1 有 ② 無1 有 ② 無	
	台所台所		1 有 ② 無1 有 ② 無		1 有 ② 無1 有 ② 無	
入居時点で必要な費用入居時点で必要な費用	前払金前払金		30万円30万円		120万円120万円	
	敷金敷金		なしなし		なしなし	
月額費用の合計月額費用の合計			税別150,000円税別150,000円 税込156,400円税込156,400円		税別135,000円税別135,000円 税込141,400円税込141,400円	
家賃家賃			75,000円(非課税)75,000円(非課税)		60,000円(非課税)60,000円(非課税)	
サービス費用サービス費用	特定施設入居者生活介護※1の費用特定施設入居者生活介護※1の費用		要介護度に応じて介護費用の1～3割を徴収する要介護度に応じて介護費用の1～3割を徴収する			
	保険外※2介護保険外	食費食費	税別55,000円税別55,000円 税込59,400円税込59,400円		税別55,000円税別55,000円 税込59,400円税込59,400円	
		管理費	税別20,000円 税込22,000円		税別20,000円 税込22,000円	
		介護費用	なし		なし	
		光熱水費	専用居室内の光熱水費は別途実費負担(個別メーターによる)			
		その他	なし		なし	
	※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。					
※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。)						

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	当該施設の設備に要した費用、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として、近傍同種の受託家賃から算定
敷金	なし
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。 なし
管理費	管理部門に関わる経費及び共用施設・設備の維持管理費
食費	食材費及び業務委託費の一部として ※食費の消費税は、8%となります(軽減税率適用)。
光熱水費	専用居室内の光熱水費は別途実費負担(個別メーターによる)
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	生活サポート費 月額税別20,000円(税込22,000円) (自立の方、要介護認定を受けていない方で希望される場合のみ) 生活サポートの主な内容:日用品の買物代行、居室の清掃、洗濯等 行事費 月額1,000円 使途:レクリエーション費用等 ヘルパーによる『特例院内介助』 30分 税別1,500円(税込1,650円) 夜間30分 税別2,500円(税込2,750円) ※上記、各費用は三月以内の契約解除の場合でも返還されません。

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	要介護度に応じて介護費用の1～3割を徴収する。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乗せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領)※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		当社他施設及び近隣施設の前払金水準、立地条件、居室面積等を比較勘案し、前払金の価格設定
想定居住期間(償却年月数)		5年(60ヶ月)
償却の開始日		入居日の翌日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却額)		前払金の30%相当額
初期償却率		30%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	入居日の翌日から起算して三月以内に契約解除の申し出があった場合(死亡退去を含む)、前払金から、(家賃等の月額を30で除した額)×(入居日から契約終了日までの日数)に相当する額を控除した額を返還します。又、既に受領済みの月額利用料は、入居日(前払金の入金日)から契約終了日(居室明け渡し日)までの利用料を控除した額を返還します。この場合の契約解除とは、三月以内に契約解除手続きが完了し、居室を明け渡した場合となります。介護保険1～3割負担金額は利用日分の日割計算となります。退去による前払金の返還は、契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に返還とします。契約解除の申し出は、書面によるものとします。この場合の家賃等とは、賃料、管理費、食費とします。
	入居後3月を超えた契約終了	返還金＝前払金×70%÷(想定居住期間の日数)×(想定居住期間－入居期間) ※想定居住期間は5年間の実日数とします(うるう年毎に1日加算します)。 ※退去による前払金の返還は、契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に返還とします。 ※契約を解除し退去した時点で返還金算定式により返還金が算定されます。
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
	② 信託契約を行う信託会社等の名称	(保全先)株式会社山田エスクロー信託 前払金保全措置は、株式会社ベストライフ埼玉を委託者、株式会社山田エスクロー信託を受託者、目的施設入居者を受益者とする信託保全契約を締結しています。この信託契約により保全金額に相当する部分が保全されます。
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他(名称:)	

7. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	22人
	女性	53人
年齢別	65歳未満	1人
	65歳以上75歳未満	3人
	75歳以上85歳未満	19人
	85歳以上	52人
要介護度別	自立	2人
	要支援1	8人
	要支援2	2人
	要介護1	16人
	要介護2	8人
	要介護3	7人
	要介護4	18人
	要介護5	14人
入居期間別	6ヶ月未満	9人
	6ヶ月以上1年未満	8人
	1年以上5年未満	43人
	5年以上10年未満	10人
	10年以上15年未満	3人
	15年以上	2人

(入居者の属性)

平均年齢	86.3歳
入居者数の合計	75人
入居率※	100.0%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退居先別の人数	自宅等	0人
	社会福祉施設	7人
	医療機関	8人
	死亡者	5人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	15人
		(解約事由の例) 長期入院のため等
	入居者側の申し出	0人
		(解約事由の例)

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		ベストライフ越谷 管理者
電話番号		048-970-8837
対応している時間	平日	9:00～18:00
	土曜	9:00～18:00
	日曜・祝日	9:00～18:00
定休日		なし

窓口の名称		株式会社ベストライフ埼玉
電話番号		048-290-5800
対応している時間	平日	9:00～18:00
	土曜	
	日曜・祝日	
定休日		土曜、日曜、祝祭日

窓口の名称		株式会社ベストライフ 生活相談室
電話番号		03-5908-2020
対応している時間	平日	9:30～18:30
	土曜	
	日曜・祝日	
定休日		土曜、日曜、祝祭日

窓口の名称		埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係
電話番号		048-824-2568(苦情相談専用)
対応している時間	平日	8:30～12:00、13:00～17:00
	土曜	
	日曜・祝日	
定休日		土曜、日曜、祝祭日、12/29～1/3

窓口の名称		越谷市役所 地域共生部 介護保険課
電話番号		048-963-9169、9305(直通)
対応している時間	平日	8:30～17:15
	土曜	
	日曜・祝日	
定休日		土曜、日曜、祝祭日、12/29～1/3

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	(その内容) 施設職員の過失による事故の損害賠償 てん補限度額2億円
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	① あり	(その内容) 施設職員の過失により事故が発生し、入居者の生命、身体、財産に損害が発生した場合には損害保険などの手配を行い誠実に対応します。但し天災などの不可抗力は除きます。
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	① あり 2 なし	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	① あり	実施日	平成32年09月01日
		結果の開示	1 あり ② なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の要旨	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない

10. その他

運営懇談会	① あり		(開催頻度)年 2 回
	2 なし		
	1 代替措置あり	(内容)	
	2 代替措置なし		
高齢者虐待防止のための取組の状況	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催		① あり 2 なし
	指針の整備		① あり 2 なし
	定期的な研修の実施		① あり 2 なし
	担当者の配置		① あり 2 なし
身体的拘束等の適正化のための取組の状況	身体的拘束等適正化検討委員会の開催		① あり 2 なし
	指針の整備		① あり 2 なし
	定期的な研修の実施		① あり 2 なし
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行うこと		
	① あり	身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	① あり 2 なし
2 なし			
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画		① あり 2 なし
	災害に関する業務継続計画		① あり 2 なし
	職員に対する周知の実施		① あり 2 なし
	定期的な研修の実施		① あり 2 なし
	定期的な訓練の実施		① あり 2 なし
	定期的な業務継続計画の見直し		① あり 2 なし
提携ホームへの移行【表示事項】	① あり (提携ホーム名:株式会社ベストライフ埼玉全施設)		
	入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、居室が空いていれば可能です。但し、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居契約手続きが必要です。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動前の施設の返還金は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聴いた上で、入居者及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。この際、新たな前払金は発生しませんが、月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先のものが適用されます。		
2 なし			
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	① あり 2 なし		
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要		
有料老人ホーム設置運営指導指針「5.規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり ② なし		
合致しない事項がある場合の内容	1 あり ② なし		
	「6.既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性 1 適合している(代替措置) 2 適合している(将来の改善計画) 3 適合していない		
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	「11 利用料等」		
不適合事項がある場合の内容	想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額については、返還を行いません。		

添付書類： 別添1(別に実施する介護サービス一覧表)
別添2(個別選択による介護サービスの一覧表)
月額利用料表

※ _____ 様

説明年月日 令和 年 月 日

説明者署名 _____

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

添1別添事業主体が埼玉県内で実施する他の介護サービス事業主体が埼玉県内で実施する他の介護サービス事業

種類介護サービスの種類介護サービスの種類介護	・隣接の状況併設・隣接の状況併	所の名称事業所の	所在地所在地所在地所在地
<居宅サービス><居宅サービス><居宅サービス><居宅サービス>			
訪問介護訪問介護訪問介護訪問介護	ありなし	ベストライフ東松山Ⅱ訪問介護事業所	東松山市箭弓町1-3-3東松山市箭弓町1-3-3東松山市箭弓町1-3-3東松山市箭弓町1-3-3
訪問入浴介護訪問入浴介護訪問入浴介護訪問入浴介護	ありなし		川越市の場北1-11-1川越市の場北1-11-1川越市の場北1-11-1川越市の場北1-11-1
訪問看護訪問看護訪問看護訪問看護	ありなし		
訪問リハビリテーション訪問リハビリテーション訪問リハビリテーション訪問リハビリテーション	ありなし		
居宅療養管理指導居宅療養管理指導居宅療養管理指導居宅療養管理指導	ありなし		
通所介護通所介護通所介護通所介護	ありなし		
通所リハビリテーション通所リハビリテーション通所リハビリテーション通所リハビリテーション	ありなし		
短期入所生活介護短期入所生活介護短期入所生活介護短期入所生活介護	ありなし		
短期入所療養介護短期入所療養介護短期入所療養介護短期入所療養介護	ありなし		
特定施設入居者生活介護特定施設入居者生活介護特定施設入居者生活介護特定施設入居者生活介護	ありなし	ベストライフおたまべつライオンおたまべつライオンおたまべつライオンおたまべつライオン	さいたま市中央区緑が丘5-2-5さいたま市中央区緑が丘5-2-5さいたま市中央区緑が丘5-2-5さいたま市中央区緑が丘5-2-5
		ベストライフ川口東ベストライフ川口東ベストライフ川口東ベストライフ川口東	川口市原町9-15川口市原町9-15川口市原町9-15川口市原町9-15
		ベストライフ東松山ベストライフ東松山ベストライフ東松山ベストライフ東松山	さいたま市南区南浦和2-10-2さいたま市南区南浦和2-10-2さいたま市南区南浦和2-10-2さいたま市南区南浦和2-10-2
		ベストライフ大宮ベストライフ大宮ベストライフ大宮ベストライフ大宮	さいたま市大宮区上小町1151-1さいたま市大宮区上小町1151-1さいたま市大宮区上小町1151-1さいたま市大宮区上小町1151-1
		ベストライフ越谷ベストライフ越谷ベストライフ越谷ベストライフ越谷	越谷市大沢2-13-40越谷市大沢2-13-40越谷市大沢2-13-40越谷市大沢2-13-40
		ベストライフ与野ベストライフ与野ベストライフ与野ベストライフ与野	さいたま市中央区上落合8-10-13さいたま市中央区上落合8-10-13さいたま市中央区上落合8-10-13さいたま市中央区上落合8-10-13
		ベストライフ三郷中央ベストライフ三郷中央ベストライフ三郷中央ベストライフ三郷中央	三郷市中央1-26-2三郷市中央1-26-2三郷市中央1-26-2三郷市中央1-26-2
		ベストライフ草加ベストライフ草加ベストライフ草加ベストライフ草加	草加市新善町253草加市新善町253草加市新善町253草加市新善町253
		ベストライフふじみ野ベストライフふじみ野ベストライフふじみ野ベストライフふじみ野	富士見市上沢1-19-15富士見市上沢1-19-15富士見市上沢1-19-15富士見市上沢1-19-15
		ベストライフ東大宮ベストライフ東大宮ベストライフ東大宮ベストライフ東大宮	さいたま市見沼区東大宮6-9-2さいたま市見沼区東大宮6-9-2さいたま市見沼区東大宮6-9-2さいたま市見沼区東大宮6-9-2
		ベストライフ人間ベストライフ人間ベストライフ人間ベストライフ人間	人間市大字仏子910-12人間市大字仏子910-12人間市大字仏子910-12人間市大字仏子910-12
		ベストライフ久喜ベストライフ久喜ベストライフ久喜ベストライフ久喜	久喜市桜田1-3-4久喜市桜田1-3-4久喜市桜田1-3-4久喜市桜田1-3-4
		ベストライフ東松山ベストライフ東松山ベストライフ東松山ベストライフ東松山	比企郡滑川町の輪3-11-2比企郡滑川町の輪3-11-2比企郡滑川町の輪3-11-2比企郡滑川町の輪3-11-2
		ベストライフ大宮北ベストライフ大宮北ベストライフ大宮北ベストライフ大宮北	さいたま市北区吉野町1-45-10さいたま市北区吉野町1-45-10さいたま市北区吉野町1-45-10さいたま市北区吉野町1-45-10
		ベストライフ飯能ベストライフ飯能ベストライフ飯能ベストライフ飯能	飯能市大字双柳1192-1飯能市大字双柳1192-1飯能市大字双柳1192-1飯能市大字双柳1192-1
		ベストライフ戸田ベストライフ戸田ベストライフ戸田ベストライフ戸田	戸田市大字新曽393戸田市大字新曽393戸田市大字新曽393戸田市大字新曽393
		ベストライフ北本ベストライフ北本ベストライフ北本ベストライフ北本	北本市東間4-13北本市東間4-13北本市東間4-13北本市東間4-13
		ベストライフ東川口ベストライフ東川口ベストライフ東川口ベストライフ東川口	川口市戸塚3-3-10川口市戸塚3-3-10川口市戸塚3-3-10川口市戸塚3-3-10
		ベストライフ上福岡ベストライフ上福岡ベストライフ上福岡ベストライフ上福岡	ふじみ野市鶴ヶ岡3-19-77ふじみ野市鶴ヶ岡3-19-77ふじみ野市鶴ヶ岡3-19-77ふじみ野市鶴ヶ岡3-19-77
		ベストライフ羽生ベストライフ羽生ベストライフ羽生ベストライフ羽生	羽生市西4-12-1羽生市西4-12-1羽生市西4-12-1羽生市西4-12-1
		ベストライフ鶴ヶ島ベストライフ鶴ヶ島ベストライフ鶴ヶ島ベストライフ鶴ヶ島	鶴ヶ島市大字藤金901-4鶴ヶ島市大字藤金901-4鶴ヶ島市大字藤金901-4鶴ヶ島市大字藤金901-4
		ベストライフ武蔵藤沢ベストライフ武蔵藤沢ベストライフ武蔵藤沢ベストライフ武蔵藤沢	入間市東町6-6-1入間市東町6-6-1入間市東町6-6-1入間市東町6-6-1
		ベストライフ狭山ベストライフ狭山ベストライフ狭山ベストライフ狭山	狭山市入間川1-23-10狭山市入間川1-23-10狭山市入間川1-23-10狭山市入間川1-23-10
		ベストライフ行田ベストライフ行田ベストライフ行田ベストライフ行田	行田市栄町8-32行田市栄町8-32行田市栄町8-32行田市栄町8-32
福祉用具貸与福祉用具貸与福祉用具貸与福祉用具貸与	ありなし	併設・隣接併設・隣接	
特定福祉用具販売特定福祉用具販売特定福祉用具販売特定福祉用具販売	ありなし	併設・隣接	
<地域密着型サービス><地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ありなし	併設・隣接併設・隣接	
夜間対応型訪問介護夜間対応型訪問介護夜間対応型訪問介護夜間対応型訪問介護	ありなし	併設・隣接併設・隣接	
地域密着型通所介護地域密着型通所介護地域密着型通所介護地域密着型通所介護	ありなし	併設・隣接併設・隣接	
認知症対応型通所介護認知症対応型通所介護認知症対応型通所介護認知症対応型通所介護	ありなし	併設・隣接併設・隣接	
小規模多機能型居宅介護小規模多機能型居宅介護小規模多機能型居宅介護小規模多機能型居宅介護	ありなし	併設・隣接併設・隣接	
認知症対応型共同生活介護認知症対応型共同生活介護認知症対応型共同生活介護認知症対応型共同生活介護	ありなし	併設・隣接併設・隣接	
地域密着型特定施設入居者生活介護地域密着型特定施設入居者生活介護地域密着型特定施設入居者生活介護地域密着型特定施設入居者生活介護	ありなし	併設・隣接併設・隣接	
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	ありなし	併設・隣接併設・隣接	
看護小規模多機能型居宅介護看護小規模多機能型居宅介護看護小規模多機能型居宅介護看護小規模多機能型居宅介護	ありなし	併設・隣接	
居宅介護支援居宅介護支援居宅介護支援居宅介護支援	ありなし	併設・隣接	ベストライフ川越居宅介護支援事業所川越市の場北1-11-1

介護サービスの種類		併設・隣接 の状況	事業所の名称	所在地
<居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接	
介護予防訪問看護	あり	なし	併設・隣接	
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接	
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接	
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接	
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接	
介護予防短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接	
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接	ベストライフさいたま
				さいたま市中央区鈴谷5-2-5
				ベストライフ川口東
				川口市原町9-15
				ベストライフ南浦和
				さいたま市南区南浦和2-10-3
				ベストライフ大宮
				さいたま市大宮区上小町1151-1
				ベストライフ越谷
				越谷市大沢2-13-40
				ベストライフ与野
				さいたま市中央区上落合8-10-13
				ベストライフ三郷中央
				三郷市中央1-26-2
				ベストライフ草加
				草加市新善町253草加市新善町253草加市新善町253
				ベストライフふじみ野
				富士見市上沢1-19-15富士見市上沢1-19-15富士見市上沢1-19-15
				ベストライフ東大宮
				さいたま市見沼区東大宮6-9-2さいたま市見沼区東大宮6-9-2さいたま市見沼区東大宮6-9-2
				ベストライフ入間
				入間市大字仏子910-12入間市大字仏子910-12入間市大字仏子910-12
				ベストライフ久喜
				久喜市桜田1-3-4久喜市桜田1-3-4久喜市桜田1-3-4
				ベストライフ東松山
				比企郡滑川町月の輪3-11-2比企郡滑川町月の輪3-11-2比企郡滑川町月の輪3-11-2
				ベストライフ大宮北
				さいたま市北区吉野町1-45-10さいたま市北区吉野町1-45-10さいたま市北区吉野町1-45-10
				ベストライフ飯能
				飯能市大字双柳1192-1飯能市大字双柳1192-1飯能市大字双柳1192-1
				ベストライフ戸田
				戸田市大字新曽393戸田市大字新曽393戸田市大字新曽393
				ベストライフ北本
				北本市東間4-13北本市東間4-13北本市東間4-13
				ベストライフ東川口
				川口市戸塚3-3-10川口市戸塚3-3-10川口市戸塚3-3-10
				ベストライフ上福岡
				ふじみ野市鶴ヶ岡3-19-77ふじみ野市鶴ヶ岡3-19-77ふじみ野市鶴ヶ岡3-19-77
				ベストライフ羽生
				羽生市西4-12-1羽生市西4-12-1羽生市西4-12-1
				ベストライフ鶴ヶ島
				鶴ヶ島市大字藤金901-4鶴ヶ島市大字藤金901-4鶴ヶ島市大字藤金901-4
				ベストライフ武蔵緑が丘
				入間市東町6-6-1入間市東町6-6-1入間市東町6-6-1
				ベストライフ狭山
				狭山市入間川1-23-10狭山市入間川1-23-10狭山市入間川1-23-10
				ベストライフ行田
				行田市栄町8-32行田市栄町8-32
介護予防福祉用具貸与介護予防福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接併設・隣接	
特定介護予防福祉用具販売特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接	
<地域密着型介護予防サービス><地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接併設・隣接	
介護予防小規模多機能型居宅介護介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接併設・隣接	
介護予防認知症対応型共同生活介護介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接	
介護予防防犯支援介護予防防犯支援	あり	なし	併設・隣接	
<介護保険施設><介護保険施設>				
介護老人福祉施設介護老人福祉施設	あり	なし	併設・隣接併設・隣接	
介護老人保健施設介護老人保健施設	あり	なし	併設・隣接併設・隣接	
介護療養型医療施設介護療養型医療施設	あり	なし	併設・隣接併設・隣接	
介護医療院介護医療院	あり	なし	併設・隣接	
<介護予防・日常生活支援総合事業><介護予防・日常生活支援総合事業>				
訪問型サービス訪問型サービス	あり	なし	併設・隣接併設・隣接	ベストライフ東松山Ⅱ訪問介護事業所
通所型サービス	あり	なし	併設・隣接	東松山市箭弓町1-3-3東松山市箭弓町1-3-3
				ベストライフ川越訪問介護事業所
その他の生活支援サービス	あり	なし	併設・隣接	川越市市場北1-11-1川越市市場北1-11-1

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

20

	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス(利用者一部負担※1)		個別の利用料で、実施するサービス(利用者が全額負担)			備考		
					包含※2	都度※2	料金※3	
健康管理サービス								
定期健康診断			あり	なし		○	実費	
健康相談	あり	なし	あり	なし	○			
生活指導・栄養指導	あり	なし	あり	なし	○			
服薬支援	あり	なし	あり	なし				
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	あり	なし	あり	なし				
入退院時・入院中のサービス								
移送サービス	あり	なし	あり	なし	○	○		
入退院時の同行(協力医療機関)	あり	なし	あり	なし	○			要介護認定を受けている方は特定施設入居者生活介護費で、自立の方は月額利用料にて対応
入退院時の同行(上記以外)	あり	なし	あり	なし		○	実費	
入院中の洗濯物交換・買い物	あり	なし	あり	なし				
入院中の見舞い訪問	あり	なし	あり	なし	○			

※1:利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1～3割の利用者負担)。

※2:「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3:都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

月 額 利 用 料 表

① 通常、お支払い頂く月額利用料は下記の通りです。

プラン a

(単位：月)

要介護認定等	賃料	管理費	食 費 (30日の場合)	合 計 (30日の場合)	介護保険1～3割負担金額
自立～要介護 5	75,000 円 (非課税)	20,000 円 消費税別 22,000 円 消費税込	55,000 円 消費税別 59,400 円 消費税込	150,000 円 消費税別 156,400 円 消費税込	要介護認定に応じ、別途、費用が発生します。

プラン b

(単位：月)

要介護認定等	賃料	管理費	食 費 (30日の場合)	合 計 (30日の場合)	介護保険1～3割負担金額
自立～要介護 5	60,000 円 (非課税)	20,000 円 消費税別 22,000 円 消費税込	55,000 円 消費税別 59,400 円 消費税込	135,000 円 消費税別 141,400 円 消費税込	要介護認定に応じ、別途、費用が発生します。

※一人当たりの食費内訳(30日計算)

項目	業務委託費	食材費 (1日3食)	合 計 (30日の場合)
金額	31,000 円 消費税別 33,480 円 消費税込	800 円 消費税別 864 円 消費税込	55,000 円 消費税別 59,400 円 消費税込

※食費の消費税は、8%となります(軽減税率適用)。

※業務委託費は欠食の有無に関わらず、月額税別31,000円(税込33,480円)となります。

※食材費は1日2食税別800円(税込864円)となります。税別800円(税込864円)へ変更の際は3ヶ月分の合計

費として頂戴します。

※1日三食ともお召し上がりにならない場合に限り1日分の食材費は発生致しません。

※食事を召し上がらない場合は2日前までに事務員に申し出て下さい。

② その他

※自立の方、要介護認定を受けていない方で生活サポート(買物代行、居室清掃、洗濯等)を希望される場合、別途月額税別20,000円(税込22,000円)で生活サポートをご希望の方にさせていただきます。尚、1ヶ月間(1日～31日迄の1ヶ月単位)生活サポートをご利用にならなかった場合、生活サポートを いただきません。それ以外の場合にはご利用になった日数・回数に関係なく1ヶ月分の生活サポートを いただきます。

※賃料、管理費、食費は入居日より発生し、入居日翌月の日割計算となります。但し、契約元1月の入居日

限り利用日計算の日割計算となります。

※消費税は、管理費、食費、生活サポート費に課税されます。

の※介護保険1～3割負担金額、医療費、電気水道代、電話設置費用、電話代、日用品、おむつ等の介護用費用は別途負担となります。

※介護保険1～3割負担金額は1ヶ月30日としての計算例です。※介護保険1～3割負担金額は1ヶ月30日としての計算例です。

※「ベストライフ越谷」は越谷市指定介護保険特定施設です。介護保険1～3割負担金額は下記の通りです。(単位：円)

要介護認定	要介護認定	介護保険(総額)	介護保険(30日計算)	介護保険負担金額(30日計算)	介護保険負担金額(30日計算)	介護保険負担金額(30日計算)
要支援 1	要支援 1	エラー:509	エラー:509	エラー:509	エラー:509	エラー:509
要支援 2	要支援 2	エラー:509	エラー:509	エラー:509	エラー:509	エラー:509
要介護 1	要介護 1	エラー:509	エラー:509	エラー:509	エラー:509	エラー:509
要介護 2	要介護 2	エラー:509	エラー:509	エラー:509	エラー:509	エラー:509
要介護 3	要介護 3	エラー:509	エラー:509	エラー:509	エラー:509	エラー:509
要介護 4	要介護 4	エラー:509	エラー:509	エラー:509	エラー:509	エラー:509
要介護 5	要介護 5	エラー:509	エラー:509	エラー:509	エラー:509	エラー:509

※人件費、物価の変動等に基づき、入居者及び身元引受人の意見を聴いて改定します。

※レクリエーション費等として、行事費をいただきます。(月額1,000円)